

広告の制限について

獣医療における規制の現状

医療における規制の現状

獣医療における規制の現状

獣医療法第17条により、一部の事項を除き、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項は「何人も」広告してはならないこととしている。

「広告できる事項」

1 法第17条第1項に規定されている事項

獣医師又は診療施設の専門科名

専門科名とは

ア 大学の講座名にある等一般に広く認められているもの

外科、整形外科、内科、繁殖科（産科、臨床繁殖科）、放射線科（臨床放射線科）、皮膚科、泌尿器科、腫瘍科、消化器科、循環器科、眼科、歯科

イ 診療対象動物を示すもの

獣医師の学位又は称号

ア 学位：大学評価・独立行政法人学位授与機構又は旧学位令により授与される学位（学士、修士、博士）。正式には、学位の頭に大学名を併記する。

イ 称号：得業士（旧制の専門学校の卒業生に与えられた称号）又は獣医師法附則第19項に規定する新制獣医師等。

2 農林水産省令に規定されている事項

家畜体内受精卵の採取を行うこと。

家畜防疫員であること。

都道府県家畜畜産物衛生指導協会の指定獣医師であること。

農業災害補償法に規定する組合等もしくは農業共済組合連合会の嘱託獣医師又は指定獣医師であること。

3 獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関係しない事項

例：獣医師である旨、診療施設の名称・連絡先・所在の場所を表示する事項、常時診療に従事する獣医師の氏名、診療日又は診療時間、入院設備の有無、保健指導、健康相談、料金（初診料 円）等

「広告できない事項」

(1) 技能・療法

例： の予防、 の検査、 の治療(は疾病名、病原体名) 健康診査(健康診断、健康チェック)、避妊(不妊)、去勢、予防接種(ワクチン接種)、手術、注射、駆虫、麻酔 等

(2) 経歴

例： 大学獣医学科卒業、 獣医師会会員、 獣医学会会員、 動物病院(広告している診療施設とは別の施設)に勤務、 市学校飼育動物獣医師、健康保険制度対応病院等、開院 周年

獣医療広告に関する法規制

獣医療法（抄）

第十七条 何人も、獣医師（獣医師以外の往診診療者等を含む。第二号を除き、以下この条において同じ。）又は診療施設の業務に関しては、次に掲げる事項を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならない。

一 獣医師又は診療施設の専門科名

二 獣医師の学位又は称号

2 前項の規定にかかわらず、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち、広告しても差し支えないものとして農林水産省令で定めるものは、広告することができる。この場合において、農林水産省令で定めるところにより、その広告の方法その他の事項について必要な制限をすることができる。

3 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、獣医事審議会の意見を聴かななければならない。

第二十条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六条又は第七条第三項の規定による命令に違反した者

二 第十七条第一項の規定に違反した者

獣医療法施行規則（抄）

第二十四条 法第十七条第二項 前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三条の三第二項第四号 に規定する家畜体内受精卵の採取を行うこと。

二 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十三条第三項 に規定する家畜防疫員であること。

三 家畜伝染病予防法第六十二条の二第二項 に規定する家畜の伝染性疾病の予防のための自主的措置を実施することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条 の法人から当該措置に係る診療を行うことにつき委託を受けていること。

四 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十二条第三項 に規定する組合等（以下「組合等」という。）若しくは農業共済組合連合会から同法第九十六条の二第一項（同法第百三十二条第一項 において準用する場合を含む。）に規定する施設として診療を行うことにつき委託を受けていること又は組合員等（同法第十二条第一項 に規定する組合員等をいう。）の委託を受けて共済金の支払を受けることができる旨の契約を組合等と締結していること。

平成4年度獣医事審議会免許部会確認事項

獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち広告しても差し支えない事項についての基本的考え方

- 1 獣医療に関する広告の制限は、獣医療に関し十分な専門的知識を有しない動物の飼育者等を惑わし、あるいは不測の被害を被らせることを防止するという趣旨から行われている。
- 2 したがって、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち広告しても差し支えないとする事項を定めるに当たっては、この広告制限の趣旨を踏まえて、動物の飼育者等に対する適切な情報の提供を図る観点から行う必要がある。
- 3 この場合、以下の要件に留意することが必要と考える。
 - (1) 法令等において用語が規定されている等、その事項の概念、範囲が明確にされているもの。
 - (2) 法令の施行の円滑化に資するために表示する必要があるもの、又は国の施策として推進されている事項に関するもの。
 - (3) 社会的に混乱を招くおそれのないもの。

医療における規制の現状

医療法（抄）

第六十九条 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

- 一 医師又は歯科医師である旨
 - 二 次条第一項の規定による診療科名
 - 三 次条第二項の規定による診療科名
 - 四 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
 - 五 常時診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
 - 六 診療日又は診療時間
 - 七 入院設備の有無
 - 八 紹介をすることができる他の病院又は診療所の名称
 - 九 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨
 - 十 前各号に掲げる事項のほか、第十四条の二第一項第四号に掲げる事項
 - 十一 その他厚生労働大臣の定める事項
- 2 厚生労働大臣は、適正な医療を受けることができることを確保するため、前項第九号から第十一号までに掲げる事項の広告について、厚生労働省令の定めるところにより、その広告の方法及び内容に関する基準を定めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて第一項第十一号に掲げる事項の案及び前項に規定する基準の案を作成するため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたり、又はその方法若しくは内容が第二項に規定する基準に違反してはならない。

第七十条 前条第一項第二号の規定による診療科名は、医業及び歯科医業につき政令で定める診療科名とする。

- 2 前条第一項第三号の規定による診療科名は、前項の規定による診療科名以外の診

療科名であつて当該診療に従事する医師又は歯科医師が厚生労働大臣の許可を受けたものとする。

- 3 厚生労働大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医学医術に関する学術団体及び医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の許可をするに当たつては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 第二項の規定による診療科名を広告するときは、当該診療科名につき許可を受けた医師又は歯科医師の氏名を、併せて広告しなければならない。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項、第六十九条第一項若しくは第四項、第七十条第五項又は第七十一条第一項若しくは第三項の規定に違反した者

医療法施行令（抄）

第五条の十一 法第七十条第一項 に規定する政令で定める診療科名は、次のとおりとする。

- 一 医業については、内科、心療内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、リハビリテーション科及び放射線科
 - 二 歯科医業については、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科
- 2 前項第一号に掲げる診療科名のうち、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に掲げる診療科名に代えることができる。
- 一 神経科 神経内科
 - 二 消化器科 胃腸科
 - 三 皮膚泌尿器科 皮膚科又は泌尿器科
 - 四 産婦人科 産科又は婦人科

医療法施行規則（抄）

第四十二条の三 法第六十九条第二項 及び第七十一条第二項 の規定による広告の方法及び内容に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 提供する医療の内容が他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと。
- 二 提供する医療の内容に関して誇大な広告を行つてはならないこと。

広告が許されている事項のうち、厚生労働大臣の定める事項（医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項（厚生労働省告示第百五十八号））

- 一 保険医療機関又は特定承認保険医療機関である旨
- 二 健康保険病院、健康保険診療所、社会保険病院又は社会保険診療所である旨
- 三 船員保険病院又は船員保険診療所である旨
- 四 国民健康保険病院又は国民健康保険診療所である旨
- 五 労災保険指定病院、労災保険指定診療所、労災保険二次健診等給付病院又は労災保険二次健診等給付診療所である旨
- 六 母体保護法指定医である旨
- 七 臨床研修指定病院、歯科医師臨床研修指定病院又は歯科医師臨床研修指定診療所である旨
- 八 身体障害者福祉法指定医、更生医療指定病院又は更生医療指定診療所である旨
- 九 精神保健指定医、精神保健指定病院又は応急入院指定病院である旨
- 十 生活保護指定医、生活保護指定歯科医、生活保護指定病院又は生活保護指定診療所である旨
- 十一 結核予防法指定病院又は結核予防法指定診療所である旨
- 十二 救急医療を提供している病院又は診療所である旨
- 十三 養育医療指定病院、養育医療指定診療所、育成医療指定病院又は育成医療指定診療所である旨
- 十四 戦傷病者特別援護法指定病院又は戦傷病者特別援護法指定診療所である旨
- 十五 公害医療機関である旨

- 十六 外国医師臨床修練指定病院又は外国歯科医師臨床修練指定病院である旨
- 十七 原子爆弾被爆者医療指定病院、原子爆弾被爆者医療指定診療所、原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱病院又は原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱診療所である旨
- 十八 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関である旨
- 十九 昭和四十八年四月十七日衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付を行っている旨
- 二十 昭和四十九年五月十四日厚生省発児第百二十八号厚生事務次官通知「小児慢性特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付を行っている旨
- 二十一 平成五年七月二十八日健医発第八百二十五号厚生省保健医療局長通知「エイズ治療の拠点病院の整備について」によるエイズ治療の拠点病院である旨
- 二十二 基本診療料の施設基準等（平成十四年厚生労働省告示第七十三号）に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出たものである旨
- 二十三 特掲診療料の施設基準等（平成十四年厚生労働省告示第七十四号）に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出たものである旨
- 二十四 入院時食事療養の基準等（平成六年厚生省告示第二百三十八号）に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長に届け出たものである旨
- 二十五 指定居宅サービス事業者又は指定介護療養型医療施設である旨
- 二十六 別に厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師及び歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨
- 二十七 実施している治療の方法（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号）又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第七十二号）に規定するものに限る。）
- 二十八 当該医療機関で行われた手術の件数（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関

する基準に規定するものに限る。)

二十九 当該医療機関で行われた分べんの件数

三十 平均在院日数

三十一 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果（個別の審査項目に係るものを含む。）

三十二 当該医療機関の情報の伝達の用に供する電気通信設備を識別するための記号

三十三 予約に基づく診察の実施

三十四 休日又は夜間における診療の実施

三十五 往診の実施

三十六 在宅医療の実施

三十七 訪問看護に関する事項

三十八 健康診査の実施

三十九 保健指導又は健康相談の実施

四十 予防接種の実施

四十一 健康保険法第四十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成六年厚生省告示第二百三十六号）又は老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成六年厚生省告示第二百五十一号）に規定する療養の実施

四十二 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第七項に規定する治験に関する事項

四十三 費用の支払方法又は領収に関する事項

四十四 入院患者に対して当該医療機関が提供する役務（医療の内容に関するものを除く。）及びそれに要する費用

四十五 医師又は歯科医師の略歴、年齢及び性別

四十六 患者数

四十七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業員の員数及び患者数に対するこれらの従業員の配置割合

四十八 病床数又は病室数

四十九 診療録を電子化している旨

五十 入院診療計画を導入している旨

- 五十一 他の医師又は歯科医師の意見を求める患者に対する協力体制を確保している旨
- 五十二 当該医療機関内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保している旨
- 五十三 当該医療機関内において症例を検討するための会議を開催している旨
- 五十四 安全管理のための体制を確保している旨
- 五十五 共同利用をすることができる医療機器に関する事項
- 五十六 病室、機能訓練室、談話室、食堂又は浴室に関する事項（医療の内容に関するものを除く。）
- 五十七 対応することができる言語
- 五十八 介護老人保健施設又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる業務を専ら行うための施設であって、当該医療機関の同一敷地内に併設されているものの名称
- 五十九 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は介護老人保健施設の名称
- 六十 当該医療機関の施設内に設置された店舗等の名称及びその業務の種類
- 六十一 駐車設備に関する事項
- 六十二 理事長の略歴、年齢及び性別
- 六十三 平均病床利用率
- 六十四 外部監査を受けている旨
- 六十五 財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録をしている旨
- 六十六 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事の定める事項

* 獣医療法で規制していない事項は下線で、獣医療法で規制している事項は二重線で示した。

(参考)

実際に指導を行っている都道府県へのアンケート結果

(衛生管理課が任意で実施)

1. 広告の制限の規制緩和の必要性について

- ・規制緩和が必要 24 県(家保*)
- ・規制緩和は不必要 11 県(家保) *一部家保ごとに意見を提出

2. 獣医療法第17条違反の広告が発生する背景

規制事項の周知不徹底

診療施設の増加に伴う競争

飼育者にとって有益な情報内容まで規制されているため

3. 広告しても差し支えないとの意見があった事項

- ・狂犬病予防、避妊・去勢手術の実施、フィラリア予防等
- ・健康診断、予防接種
- ・獣医師の専門性、技術レベル

(ただしそれらを担保する資格要件の設定などが必要)

- ・特定の疾病の治療の実施の有無
- ・特定の疾病の患畜数、手術件数
- ・所有している医療機器
- ・略歴

4. 規制緩和すべきでないとの意見の理由 事実の確認ができない。